

令和3年12月10日

指定管理者の指定について（練馬区立はつらつセンター大泉）

1 内容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立はつらつセンター大泉の指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

東京都練馬区光が丘六丁目4番1号
社会福祉法人 練馬区社会福祉事業団
理事長 福島敏彦

3 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

4 選定の経過

令和3年4月14日	第1回指定管理者選定小委員会 （業務の範囲、利用料金制の採否、選定の対象とする団体、団体を特定する理由、評価項目・評価基準、指定の期間の審議） （モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価）
5月18日	令和3年度第1回指定管理者選定委員会 （業務の範囲、利用料金制の採否、選定の対象とする団体、団体を特定する理由、評価項目・評価基準、指定の期間の審議結果の報告） （モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価） （現在の指定管理者を次期の指定管理者の選定対象団体として特定）
6月28日	第2回指定管理者選定小委員会

	(企画提案書作成要項の審議)
7月12日	企画提案書作成要項配付・説明(団体を特定して実施)
7月27日	申請書類受付(経営状況に関する部分)
8月4日	経営診断委託
8月10日	申請書類受付(事業計画に関する部分)
8月31日	第3回指定管理者選定小委員会 (施設実地調査の実施) (プレゼンテーションおよびヒアリングの実施) (申請団体の評価、採点)
11月4日	令和3年度第2回指定管理者選定委員会 (申請団体の審査、指定管理者候補の決定)
12月10日	令和3年第四回練馬区議会定例会 (指定管理者指定議案議決)

5 選定の理由

選定に当たっては、申請団体の企画提案書、プレゼンテーションの内容、施設実地調査、経営診断結果その他提出書類等をもとに評価した結果、はつらつセンター3施設をはじめ、多数の高齢者施設を運営している利点を生かし安定した施設運営が行われていること、地域特性や利用者ニーズを踏まえた介護予防や健康づくりの取組が期待できること等の理由により、社会福祉法人練馬区社会福祉事業団が練馬区立はつらつセンター大泉を運営するにふさわしいと判断した。評価項目ごとの評価内容(主な提案の内容、評価した点等) はつぎのとおりである。(審査結果は、別表のとおり)

なお、指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会では、有識者委員を加えて評価を行った。

【団体審査】

安定性・継続性

収入に占める補助金・委託料収入の割合が低いため、自主運営能力が高い。

また、資金力、借入金の返済能力は大変優れており、経営の安全性も優れており、長期的に安定した事業活動が可能である。

当該施設の運営実績

コロナ禍でも、日常的に介護予防やフレイル予防に取り組めるよう、施設入口に「脳トレパズル」や「ウォーキングで東海道を制覇しよう」などの冊子を置き、介護予防を支援する取組を積極的に行っている。

「花の植え替え活動」や「布マスクの作製・寄付」等の活動をボランティアと連携して行うなど、地域に開かれた運営を行っている。

個人情報保護、情報セキュリティおよび情報公開に関する規程を整備し、適正に運用している。

個人情報保護に関する規程に基づいて、個人情報の管理に当たる個人情報統括管理責任者等を定め、個人情報保護についての意識は高い。また、法人のホームページで、事業報告・会計報告を積極的に公開していることから、団体運営の透明性・公正性は確保されている。

労働関係法令に基づき、給与規程、就業規則等を定め、適正に運用している。

法人本部の「ハラスメントの防止に関する苦情解決委員会」など、職場以外にも相談等を受ける体制がある。

苦情窓口として法人本部のほか、第三者委員を設置している。また、利用者の意見を伺う場として利用者懇談会を活用するとともに、匿名でも意見できるご意見箱の設置や利用者アンケートの回答を施設に掲示する等、透明性・公正性が確保されている。

【提案審査】

施設運営体制

毎月、はつらつセンター所長を含む法人管理者層が、サービス向上に向けた情報共有等を行うなど運営管理面の向上を図っている。

また、お客様満足度調査や利用者アンケート、第三者評価の結果をもとにニーズを把握し、サービスの向上に努めているなど、法人全体で運営体制の向上に引き続き取り組むとしており、評価できる。

非常勤を含む全職員は新任研修で接遇に関する法人の姿勢等について学ぶほか、法人全体として練馬福祉人材育成・研修センター主催の研修を活用し、接遇向上の指導・育成を行っており、評価できる。

新型コロナウイルス感染症対策では、法人本部で週2回「感染症対策会議」を開催し、法人として統一した対応を行う危機管理体制を構築しており、練馬区および法人

の方針のもと、感染症対策に取り組む提案があり、評価できる。

運営経験を生かした取組

新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、講座や教室においても消毒や3密の回避、非接触型の対応などを行っているが、これらに加え新たに、オンラインでの介護予防やフレイル予防の講座等の開催を積極的に実施していく提案があり、評価できる。

施設の維持管理・安全性への配慮

緊急連絡網や震災時BCP等を備え、危機的事象発生時には、施設職員から法人本部に報告し、法人本部主導のもと被害の最小限化を図る取組を継続するとしており、評価できる。

施設単独では解決が困難な場合は、法人本部および近隣の法人内施設（敬老館、デイサービスセンター等）との連携を図り、相互に支援できる体制を継続する提案があり、評価できる。

効率的な管理運営

法人が複数の施設を運営しているメリットを生かし、法人に所属する介護支援専門員や管理栄養士などの専門職による講座を開催する等、効率的効果的な事業展開を図る提案がある。また、看護師を配置し、「身近な医療」「コミュニティナース」としての役割を担い、利用者の健康相談に対応する提案があり、いずれの提案も評価できる。

施設特性に応じた評価項目

練馬区立大泉北・西大泉・東大泉敬老館（同一法人が運営）に看護師が出向き出張健康相談を開催することにより、広く地域の高齢者の健康維持・推進に取り組む提案がある。

また、近隣の障害者施設や保育園など多くの施設、事業所と連携して作品展の開催やポッチャ交流会などのイベントを行い、連携関係の充実を図る提案がある。

これらの提案は、いずれも区が期待する施設特性に合致した提案であり、評価できる。

地域への貢献

非常勤職員の採用に当たっては、区民採用を基本とし、高齢者や障害者の雇用を推進する提案がある。また、業務の再委託と物品の調達等についても、区内事業者をできる限り活用する提案があり、いずれの提案も評価できる。

町会・自治会や民生委員が参加する運営協議会、利用者懇談会を開催し、地域、関

係機関等と連携していく提案があり、評価できる。

指定管理者（社会福祉法人練馬区社会福祉事業団）選定の審査結果
（練馬区立はつらつセンター大泉）

	評価項目	評価基準	配点	得点
団体 審査	1 安定性・継続性	補助金、委託費のみに頼らない自主的運営努力の有無 事業効率の状況 資金力の有無 借入金の返済能力の有無 経営の安全性	5点	4点
	2 当該施設の 運営実績	当該施設の状況および施設での取組内容・取組の成果 利用者等への対応	15点	12点
提案 審査	3 施設運営体制	施設の設置目的・現状を踏まえた管理・運営の基本的な 考え方 現在のサービス水準の維持および向上のための提案内 容 利用者ニーズの把握とニーズを反映させるための取組 職員に対する教育、研修体制 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための取組	50点	40点
	4 運営経験を 生かした取組	当該施設の指定管理者として培ったノウハウを生かし た今後の取組	40点	32点
	5 施設の維持管理・ 安全性への配慮	日常的な点検体制 災害その他緊急時の危機管理体制 管理上の不具合や問題の区への報告体制	20点	16点
	6 効率的な管理 運営	効率的な人員配置 再委託の範囲の妥当性 事業計画と収支計画の妥当性 その他効率的・効果的な施設運営に係る提案 提案金額の妥当性	20点	16点
	7 施設特性に応 じた評価項目	高齢者の健康づくり・介護予防・社会参加の推進に向け た取組 近隣施設との連携	20点	16点
	8 地域への貢献	区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む。） 再委託における区内事業者の活用・物品の区内事業者 からの調達 地域、関係機関、ボランティア等との協働・連携の推進	30点	24点
合 計			200点	160点